

景観協議において建築設計者により言語化された設計内容（その2）
—建築設計者による千代田区景観形成マニュアルの解釈の分析—

正会員 ○内藤誠人*

景観協議 設計指針
言語化 設計内容

同 大澤昭彦** 同 川上正倫***
同 添田昌志*** 同 大野隆造****

1. 序

1-1. 研究の目的

前編において、「千代田区事前協議制度」*1の概要及び協議実績について分析を行い、設計者のキーワード*2の選択傾向には偏りがあることを明らかにした。

そこで本編では、設計指針を表現したキーワードが協議を通して設計者にどのように解釈され、設計に反映されたのかを明らかにすることを目的とする。

1-2. 研究の方法

建築設計者がキーワードをどのように解釈し設計を行ったのかについて分析するに当たり、キーワードによって表現された設計指針の内容について分析を行う。設計指針として「マニュアル」*3における「対処」の記述を分析し、キーワードの整理を行う。次に、設計者が提出した建築図面に記載された設計内容を説明する記述の分析を行う。その後、千代田区が提示するキーワードの設計指針と建築設計者が記述した設計内容との比較を行うことで、キーワードを用いた設計者の設計内容の特徴を明らかにする。

2. キーワードにより表現される設計指針の内容

2-1. 『配慮対象』及び『操作対象』の内容について

千代田区はキーワードを通して建築設計者に対し、敷地周辺の特性を配慮した設計を求めており、設計指針を示す「対処」の記述において、配慮を行う『配慮対象』と具体的な操作を施す『操作対象』が読み取れた。

『配慮対象』は、「壁面のつながりを大切に...」、 「既存の街並みの高さを尊重する。」といった隣接建物や沿道の街並み等に対する配慮を意識した記述を**周辺対象**、歴史的建造物等、地域固有の景観を特徴づけるような対象への配慮を意識した記述を**特定対象**、「無表情な壁面が長大に連続する場合は...」といった計画建物自身に対する配慮を意識した記述を**計画建物**とした。また、具体的な配慮対象が読み取れない記述を**対象無し**とした(表1)。

設計において具体的な操作を施す『操作対象』は、「敷地利用」や「建築計画」といった建築及び敷地全体を指示する記述を**全体**、「間口」「高さ」といった建築の部分に指示する記述を**部分**、「屋外設備機器」や「駐車場」といった建築に付随的に設置される対象を指示する記述を**付属物**、「外構計画」や「植栽計画」といった建築の外部空間を指示する記述を**外部空間**、「建物用途」や建築内部の対象を指示する記述を**内部空間**とした。また、具体的な操作対象が読み取れない記述を**対象無し**とした(表2)。

表1. 『配慮対象』の具体的内容

『配慮対象』	具体的内容
周辺対象	隣接建物や沿道の街並み等、周辺環境に対する配慮についての内容
特定対象	地域固有の景観を特徴づけるような対象への配慮を意図した内容
計画建物	計画建物または計画敷地自身に対する配慮についての内容
記述無し	具体的な配慮対象が読み取れないもの

表2. 『操作対象』の具体的内容

全体	部分	付属物
外部空間	内部空間	対象無し
『操作対象』 具体的内容		
全体	「敷地利用」「建築計画」といった敷地及び建物全体についての表現	
部分	「壁面」「間口」「高さ」といった敷地及び建物の部分についての表現	
付属物	「屋外設備機器」「駐車場」「広告物」といった付属施設についての表現	
外部空間	「外構計画」「植栽計画」といった外部空間についての表現	
内部空間	「建物用途」や「平面計画」といった内部空間についての表現	
対象無し	具体的な操作対象が読み取れないもの	

表3. キーワードの分類

	周辺対象	『配慮対象』	
		特定対象	計画建物
全体	通りの性格(114) 向こう三軒両隣り(82)	陽のあたる場所(24) ブロムナード(22) 緑の環(13) 水に触れる場所(8) 眺めの映える場所(8)	敷地の履歴(41) 年輪を重ねた樹(22)
	ふさわしい色彩(327) 壁の表情(178) 高さの分節(121) 間口の分節(44) 建物の縁(28)	人の気配(123)	見切りのデザイン(98) 壁上の庭(83) 門・玄関(82) 語りかける細部(23)
	目立たない設備(472) 見えない駐車場(141)	該当無し	建物を活かす広告(28)
『操作対象』	つながる緑(101) 歩行者のネットワーク(54) 見え隠れの庭(30) お年寄り(19) 子供の笑い声(17) 中心となる広場(10)	広場から広場(21)	あいだの緑(204)
	モザイク状の町(22)	該当無し	あいだにある住宅(63) 世帯の混合(49)
対象無し	ふさわしい材料(172) 小さなだまり(64) 活きた路地(55) 表と奥の表情(34) 先端性の蓄積(24) 『都』の魅力(24) 人を育む場所(14)	目標となる建造物(37) 交流の場所(33) 柱の雰囲気(22) 座れる場所(22) 夜のにぎわい(17) 都市の門(12) 『心』の拠り所(8) 祭りの場(5)	敷地の特性(46) 身近な花(36)

2-2. 設計指針の記述内容によるキーワードの分類

表3は、50のキーワードを『配慮対象』及び『操作対象』により整理した分類を示している。例えば「高さの分節」というキーワードの設計指針として「対処」の記述(表4)を見ると、「まちなみの高さのつながり」を形成することが目的となっており、『配慮対象』は**周辺対象**である。また具体的な操作内容として「壁面の分節」を挙げていることから、『操作対象』は**部分**となる。

表3より、**周辺対象**を『配慮対象』とするキーワードは、**部分**あるいは**外部空間**を『操作対象』とするものが多く、**特定対象**を『配慮対象』とするキーワードは、**全体**または**対象無し**を『操作対象』とするものが多いことがわかる。

3. 建築設計者により記述された設計内容の分析

3-1. 『配慮項目』及び『操作項目』について

各事例においてキーワードによって説明される具体的な設計内容について分析を行うに当たり、建築設計者の記述から『配慮対象』の内容について『配慮項目』、『操作対象』について具体的にを行った操作の内容について『操作項目』を抽出した。建物の形に関わる項目として『ヴォリューム』、建物の表面に関わる項目として『テクスチャ』に分類した。『ヴォリューム』について**形態・構成**、**高さ**、**間口**、**配置**等が得られ分類した。また、『テクスチャ』について**形態・構成**、**材料**、**色彩**、**開口**、**植栽**、**照明**、**ディテール**等が得られ、分類した(表5)。

3-2. 設計内容によるキーワードの分析

本項では、以上の分類により50のキーワードについて設計内容を説明する記述を通して、キーワードを設計者がどのように解釈したか分析を行う。本編では、キーワードの中から代表して「高さの分節」についての分析を行う。

「高さの分節」は121件において記述されており、そのうち102件から設計内容を説明する記述が得られた。前項より、「高さの分節」の『配慮対象』は**周辺対象**、『操作対象』は**部分**である。また、建築設計者が提出した建築図面において、「高さの分節」を用いた設計内容を説明する記述から『配慮対象』及び『配慮項目』と、それに対応する『操作対象』及び『操作項目』を全事例について抽出し分類を行った。その結果を表4に示す。表4から『配慮対象』については**周辺対象**、『配慮項目』については**高さ**、『操作対象』としては**部分**についての記述が得られ、『ヴォリューム』の**高さ**や**形態・構成**を操作したという記述が多く得られた。具体的にはそれぞれ「周辺の建物の高さに合わせる」、「スカイラインのつながりに配慮し、上階をセットバックした」といった記述であり、建築設計者の設計内容に多様性が見られることがわかった。

しかし、『配慮対象』として**計画建物**についての記述が得られた事例も多くあった(44件)。これらの事例においては、『操作項目』として『テクスチャ』の**形態・構成**

表4. 「千代田区景観形成マニュアル」の「対処」の記述例

「高さの分節」の設計指針
既存のまちなみの高さのつながりを尊重する。これを超える高さの建物を建てようとする場合、低層部のつながりとスカイラインの高さのつながりに注意して 壁面を分節 するなどの工夫をする

表5. 『配慮項目』及び『操作項目』の具体的内容

『ヴォリューム』 建物の形に関わる内容	形態・構成		『テクスチャ』 建物の表面に関わる内容	形態・構成		材料
	高さ	間口		色彩	開口	
	高さ			色彩	開口	
	間口			植栽	照明	
	配置	その他		ディテール	その他	

表6. 設計者の「高さの分節」を用いた設計内容

「高さの分節」		周辺対象					計画建物	記述無し	合計件数
		ヴォリューム		テクスチャ					
部分	ヴォリューム	高さ	配置	形態・構成	高さ+配置	材料	色彩		
			高さ	21					
	配置		1					1	1
	形態・構成			1				5	3
	高さ+配置	2			2				4
	形態・構成+配置		1					2	3
	構成					1	2	31	4
	形態・構成+ディテール							4	2
	材料							1	1
合計件数		41	2	1	2	1	2	44	10

についての記述が得られた事例が多くあった(31件)。これらの事例における記述として、「低層部分と高層部の仕上材料を変える事により建物の圧迫感を和らげる」といった記述が得られた。また『ヴォリューム』の**高さ**についての記述が得られた事例において、『配慮対象』として**計画建物**についての記述が得られた事例は無かった。また『テクスチャ』の**構成**についての記述が得られた事例は、『配慮対象』として**計画建物**についての記述が得られた事例が多く、**周辺対象**についての記述が得られた事例は少ないことがわかった。

以上から、千代田区が掲示する設計指針が理解されず、本来とは異なった形でキーワードが解釈されている事例が多くあることがわかった。また、異なる対象について配慮を行うことで、全く異なる設計を行う場合があることが明らかになった。

4. 結

建築設計者はキーワードを独自に解釈することで多様な設計へ反映させていることがわかった。しかし『配慮対象』については千代田区が想定する設計指針の内容とは異なった形で解釈されている場合があることも明らかになった。従って、自治体はキーワードによって表現した設計指針について、協議を通して設計者に対して解釈の内容の確認を行った上で、設計趣旨について共有する必要があると考えられ、協議の重要性を指摘できる。

【注釈】*1*2*3については同論文(その1)を参照されたい。

【参考文献】1)「千代田区景観形成マニュアル」, 千代田区, 平成10年3月

【謝辞】研究において多大な協力を頂いた千代田区まちづくり推進部 景観・地区計画担当課 景観担当の皆様へ感謝致します。

* 東京工業大学大学院 研究生・修士(工学)

** 東京工業大学大学院 博士後期課程・修士(工学)

*** 東京工業大学大学院 特別研究員・博士(工学)

**** 東京工業大学大学院 教授・博士(工学)

*Research Student, Graduate School of Engineering, Tokyo Institute of Technology, M. Eng.

**Doctoral Student, Graduate School of Engineering, Tokyo Institute of Technology, M. Eng.

***Research Fellow, Graduate School of Engineering, Tokyo Institute of Technology, Dr. Eng

****Prof., Graduate School of Engineering, Tokyo Institute of Technology, Dr. Eng